

令和7年度射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議議事録

1 開催日 令和7年11月20日(木)午前10時～午前10時55分

2 開催場所 市役所本庁舎3階302会議室

3 出席者

〈委員〉 野村委員、片町委員、稻垣委員、福島委員、鷹西委員、平野委員、

久保委員、野田委員、久々江委員、中道委員、清水委員

〈事務局〉 福祉保健部 杉本部長、菫子次長、小見政策調整監、

黒川社会福祉課長、清水課長補佐、岩脇主査、松井主任

基幹相談支援センター寺岡部長

4 欠席者 入江委員、坂本委員、岡本委員、道古委員、菊委員

5 議題(事務局説明項目)

(1) 令和6年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告 資料1

事例報告(1件)

(2) 令和7年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について 資料2

6 質疑応答内容

(1) 令和6年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告

通報・事例報告

委員 :事例のケースについて、自閉症かと思われる。精神科通院とのことだが、薬物療法など何かされているのか。

事務局 :病院で服薬調整し、朝のみ服薬で、指示通りに服薬できていると確認している。

委員 :薬のことを伺いたい。この事例について、薬で対応できるのか。朝1回の服薬での効果はどれだけ期待できるものなのか。

委員 :自閉症だとすると、根本的な治療に結びつくことはない。対処的なやり方で鎮静を目的としている。副作用が少なく鎮静効果がありとある薬なので、対処的に診ていくという方針かと思うが、根本的には薬では難しい。

会長 :短期入所はどれくらいの頻度で使っているのか。

事務局 :月によってばらつきはあるが、月に2日、定期的に利用している。

会長 :利用に乗り気で無かったのが、どういう風にうまく繋がったのか。

事務局 :短期入所の利用については、実費負担(食事)が発生するため、当初拒否的であったが、一度サービスを利用した際に、本人と離れたことで「介護負担」を実感された。その実感が、利用負担があっても利用することに繋がったと思われる。

- 会長 :結果的に、今は虐待の痕跡がない状態で推移しているのか。
- 事務局 :今日にいたるまで、本人の問題行動はおさまたわけではないが、離れる時間ができたことで、明らかな身体的虐待は確認されていない。
- 会長 :環境効果ということで、おさまっていった事例かと思われる。

(2) 令和7年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

- 委員 :相談体制のところで確認だが、障がい者虐待防止センターの対応の流れはこのとおりと思われるが、地域活動支援センターで受けた相談内容への対応について、その後の流れは障がい者虐待防止センターに連絡が行って一緒に対応することになるのか。
- 事務局 :地活センターの通報・虐待相談等について、毎月センター連絡会を開催し、状況について報告を受けており、内容については共有している。ケースによっては市と連携して調査を行っている。また、例えば障がい児であれば、児童相談所など関係機関と連携し対応している。
- 委員 :地活にも重たい相談が入ることもあると思われるため、フォローがなされていれば安心と思う。
- 委員 :法務局では、障がい者虐待関係も含めて人権擁護の業務を行っている。内容によっては、参加されている機関と連携して対応することもあると思うので、よろしくお願いしたい。相談自体は、障がい者に関して高岡支局では今は無いが、全国的な統計をみれば、年間数百件はあると聞いている。高岡支局も今後あるかもしれない。相談には対応していく。
- 委員 :障がい者虐待に関する相談について対応する場合、110番通報など当事者からの通報ということが多々ある。日中であれば市役所等との連携も取りやすいが、夜間・緊急時等に、緊急的に行方不明者を逮捕しなければならないといった場合に、この緊急一時入所先について、24時間で対応してもらえるのか。
- 事務局 :市役所の時間外や休日は、緊急連絡網で対応している。宿直が連絡を受け、休日・深夜帯であっても、その内容をお聞きして担当課に繋ぐという体制をとっている。
- 委員 :一時入所先とされているところは、24時間体制で受け入れ可能か。
- 事務局 :速やかな対応に努めているが、即時入所については、受け入れ先の体制もあるため、調整させていただく必要がある。
- 委員 :警察は、そういう専門職はないため、できれば障がい者の方が安心していただけるところを早急に見つけていただける体制を取っていただければありがたい。

- 会長 :地域生活支援拠点事業の緊急一時保護というのもある。そういったものを色々工夫しながら対応していく必要がある。
- 委員 :事業所を利用していれば、利用者の緊急の場合は、事情がわかっているから対応してもらえることがある。助かっている。他の施設はわからないが、本人のことをわかっていると受け入れやすいんだろうが、そうでないと難しい。
- 委員 :グループホームを提案されることもあるが、毎月の費用の面で利用が難しいと思う。事例については、介護の苦労はわかるので大変だと思うが、グループホームだとある程度、毎月お金がかかると聞いている。市から補助などはあるのか。
- 事務局 :グループホームについては、例えば障害年金2級の方の場合、月6~7万円で生活できるような負担額の設計になっている。障害福祉サービスでは、非課税の方は負担額は無い。家賃については、1万円以上のグループホームでは、上限1万円まで助成している。しかし、食費や光熱費、家賃の端数等は自己負担になる。10万円かかるかどうかというところ。
- 委員 :むげんの地域活動支援センターにも相談があり、市や病院と連携して、厚生センターにも入ってもらったりして、自分の組織だけ抱え込まないようにしている。
- 委員 :あいネットいみずでも相談を受けており、虐待が疑われる案件や事案については、連携をとりながら相談支援を行っている。
今年度から基幹相談支援センター業務を受託しており、これまで以上に射水地域において、相談支援の中核的な存在として努めてまいりたい。法人としては、入所施設1箇所、通所事業所6箇所、B型事業所1箇所、グループホーム3箇所を有している。職員による利用者への虐待が無いように、虐待防止の研修を1人1回は必ず受講するように実施している。2ヶ月に1回標語を事業所に掲げ心がけているが、今年度、虐待が疑われる事案が発生した。その際も市と連携し、すぐに相談した。これまで以上に、職員に対して虐待がないように努めているところ。
- 委員 :先の事例でいくと、知的障害。おそらくかなり重度の行動障害という状況で、本人に説明してもなかなか了解は得られない。やはり、周囲が理解して対応することが必要になる。家族に対し、行動障害が知的障害の結果起こっているということを説明すること、家族サポートの必要があるので、特に金銭面で、どういったサービスが利用できるかということを、しっかり伝えることが大事。事例のケースは短期入所の利用で改善して、うまくいっているとは思う。
先ほどの緊急一時入所については、一部、精神障がい者も絡んでくる。

特に精神障がいの方と思うが、本人が暴れたり、本人に対して家族がいることもあるが、精神科の方では精神科救急ということで、輪番で対応している。これがスムーズに運ぶといいが、今、問題になっている「3か月ルール」というのがあり、過去に他の医療機関に受診していたら、その医療機関が対応すべきということで救急で対応しないというルール。これに基づいて、かかりつけに相談するよう一辺倒でなかなか救急で受けられないことが多い。現状として問題になっている。一時保護という形で、レスパイトという形も含めて、一晩預かって、様子を見ることがあってもいいということを、精神科医会にも働きかけていたらと思っている。

病棟でも、患者に対して、虐待とまでいかないが、対応が十分ではないというようなことが散見される。病棟スタッフにも研修会を開いたり、周知徹底するよう働きかけをしている。一般の方にも、本意ではないかも知れないがこういった行為が虐待に当たると言うことを、周知していく必要がある。我慢する部分はあるが、代わりにこういうサポートがありますということを提供していく、働きかけていくことが必要。

後見人養成講座についてだが、これについて非常にうまくいっていると思っている。精神科の入院患者で身寄りがなくなり、後見人が必要なケースが増えて、市民後見人の方が担ってくれるケースが増えている。最近の市民後見人は非常に一生懸命やってくれる。後見人がどこまでできるかということはあるが、なるべく負担にならないようにと思っている。この養成講座というのは、非常に有効だったと感じている。

委員 :虐待の相談件数は、多ければ・少なければいいというものではない。相談体制が整っていれば、安心して生活できる場を整えるということになると思われる。また、虐待の相談は大変重たく、職員にとっても大変な関わりをすることになるため、抱え込まない体制を作つていいかと思う。厚生センターの方でも精神に限らず、色々な相談がある。抱え込まずに、市に相談することもあるし、警察の方には、夜間についても大変お世話になっている。夜間、救急など相談できない時間帯に警察が対応していただけるのはありがたい。連携していきたい。

委員 :周知啓発について、障がい者週間を市内で開催していると報告があるが、来場者数の把握などしているのか。

事務局 :来場者の把握は特に行っていない。中央図書館では、事業所の紹介でパンフレットなど配布している。今年度、本庁舎では1階ロビーで作品展示といったことを行う予定。

委員 :家族や当事者団体などの方々も見に来られる。当事者の方、一般の方がどれくらい来られたかわかれば、来年の啓発活動の目標として、障害

についての理解を広めていく手段を講じることもできる大切な機会であると思うので、検討いただきたい。

会長 : 障がい者虐待の問題だが、件数は増えているが、それだけ周知されているということ。事例のように、外部のサービスが入ることで、虐待を減らす・なくすということもある。また、ここ10年ほど、支援の難しい方が在宅で生活されるようになってきたと感じる。そういった中で、施設職員の専門性をもっと高める必要があるという話はどこの事業所でも聞く。あわせて、福祉人材不足などいいニュースが無い中で、どんなことができるかより深く考えていかなければいけない。皆様方がアンテナを張って情報収集したり、情報発信されたりということが、非常に大切になってくる。虐待は、起きた後の対応より、「防止」していくものであると、ともにイメージしていただきたいと思う。